

ID: 187

担当部署: 産業観光課

処分の概要	交付対象企業の指定		
例規名 根拠条項	八頭町企業立地促進条例 第5条		
例規番号	平成19年条例第41号		
<p>【根拠条文】 (交付対象企業の指定決定) 第5条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し第3条各号に掲げるすべての要件を満たしていると認めたときは、指定の決定を行い企業立地促進奨励金交付対象企業指定通知書(以下「指定通知書」という。)により当該企業に通知するものとする。</p> <p>【基準】 根拠条文及び第3条の規定による。 (交付対象企業の指定) 第3条 町長は、次の各号に掲げるすべての要件を満たし、工場等を新設又は増設しようとする企業に対し、奨励金を交付することができる企業として指定するものとする。 (1) 本町域内の次に掲げるいずれかの土地に新設又は増設されるものであること。 ア 地方公共団体又は地方公共団体が50パーセント以上出資している法人が取得し、又は造成した工場等の用に供するための一団の土地 イ 工場立地法(昭和34年法律第24号)第2条第1項の規定に基づき、工場適地とされた地区 ウ 農村地域工業等導入促進法(昭和46年法律第112号)第5条第3項第1号の規定に基づき、工業等導入地区とされた区域 エ その他町長が選定した土地 (2) 投下固定資産額及び工場等の新設又は増設に伴い新たに雇用される町内に住所を有する労働者数(臨時労働者及びパートタイム労働者を除く。以下「新規常用雇用者数」という。)が次に掲げる要件を満たすものであること。 ア 投下固定資産額が500万円以上であること。 イ 新規常用雇用者数が3人以上であること。 (3) 環境保全について適切な措置が講じられるものであること。 (4) 本町経済の健全な発展と町民生活の安定に寄与すると認められること。 (5) 賃金台帳、労働者名簿、出勤簿、現金出納帳等を備え付け、町の要請により提出する事業主であること。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成26年7月1日	最終変更年月日	年 月 日